

# 貿易・投資等ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - 養殖魚輸出振興に関する規制緩和	1
2 - ビザ免除・発給要件の緩和	2
3 - ビザ発給の適用対象地域の拡大	2
4 - 訪日外国人観光客に対する査証発給要件の緩和・見直し	2
5 - クルーズ観光を取り巻く環境の整備（1）	3
6 - 寄港地上陸許可手続の運用改善とトランジット・ビザ発給方法の見直し	3
7 - クルーズ船入港時の入国審査手続の見直し	4
8 - 米国、欧州との乗員資格、飛行模擬装置、整備施設等に関する相互承認の推進	5
9 - 地方空港等における出入国手続きの利便性向上	6
10 - 再輸出免税適用時の輸入申告における審査の簡素化	7
11 - 関税・輸入消費税の包括延納における担保額の固定化	8
12 - 国際クーリエに関する輸入申告制度の見直し	8
13 - 輸出申告価格の事後訂正に関する税関ごとの対応の統一化	9
14 - 指定添加物および残留農薬基準に関する国際的整合化のさらなる推進	10
15 - EU向け水産食品の輸出に係る加工施設の認定審査の迅速化と認定要件の緩和	11
16 - 海外からの廃棄物輸入手続きの迅速化	12
17 - 石炭灰の輸出に関する審査基準の緩和	13
18 - キーレスエントリー、タイヤ空気圧モニターシステム（TPMS）の電波周波数の国際調和	14
19 - 18GHz帯送信空中線の口径の規制見直し	15
20 - 安全保障貿易管理に係る法体系の整理・簡素化	16

21 - 市販を前提とする暗号装置等の輸出等に係る許可不要化	.....	17
22 - 緊急時における海外子会社への輸出等に係る許可申請手続の簡素化	.....	18
23 - 特定原産地証明書発給における自己証明制度の導入	.....	19
24 - 高度外国人材ポイント制による出入国管理上の優遇措置における永住許可に要する在留歴の短縮の早期実現	.....	20
25 - 「総合職」に適した在留資格の創設	.....	21
26 - 外国人技能者に対する実務研修のあり方の見直し	.....	22
27 - カテゴリー1の就労系在留資格者と同居する「家族滞在」者の在留資格認定証明書交付申請手続きの迅速化	.....	23
28 - 短期在留外国人の年金脱退一時金制度の見直し	.....	24
29 - 外国人医師に係る規制の緩和	.....	25
30 - 医療機器に関するQMSの国際標準との整合化促進	.....	26
31 - 情報通信機器の技術基準の国際標準との整合化加速	.....	27

# 規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省 庁への 検討要 請日	提案事項 名 (タイトル)	提案の具体的内容等	提案主 体名 (会社 名・団 体名)	制度所 の官 庁
1	10月3日	12月6日	養殖魚輸出振興に関する規制緩和	HACCP認証取得要件の緩和など、養殖魚輸出振興に関する規制を緩和すること。	(一社) 九州経 済連 合 会	厚生 労働 省 農林 水産 省

# 規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容等	提案主体名 (会社名・団体名)	制度所官庁
2	10月3日	12月6日	ビザ免除・発給要件の緩和	東南アジア、インド、ロシアの観光客に対する観光ビザの免除・発給要件の緩和 (インド・ロシアについても隣国韓国並みにビザ発給要件を緩和すること)	(一社) 九州経済連合会	外法警察 務務察 省省庁
3	10月3日	12月6日	ビザ発給の適用対象地域の拡大	中国人個人観光の数次ビザ(査証)発給の適用対象地の拡大 (海外からの旅行需要として今後有望な市場である中国人観光客を取り込むため、2011年7月より沖縄、2012年7月より岩手、宮城、福島3県を対象に数次ビザの発給が開始された。九州は中国に近接した地域であり、早期に数次ビザ発給を九州全域を加えること)	(一社) 九州経済連合会	
4	10月16日	12月6日	訪日外国人観光客に対する査証発給要件の緩和・見直し	<p>【要望の具体的内容】 観光立国の実現に向け、訪日外国人観光客への査証発給要件の緩和・見直しをさらに進める。今後訪日旅行の高い伸びが見込まれ、また、2013年に友好協力40周年を迎えたASEAN諸国については、2013年夏のタイおよびマレーシア向けのビザ免除、ベトナムおよびフィリピン向けの数次ビザ化、インドネシアの数次ビザに係る滞在期間延長に加え、対象国の拡大を含めてさらなる措置を検討すべきである。また、中国人個人観光客向けには、東北3県数次ビザを東北6県に拡大、次いで全国を対象とした数次ビザを導入すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 ＜規制の現状＞ ASEAN諸国については、2013年6月に閣議決定された「日本再興戦略」に基づき、タイおよびマレーシア向けのビザ免除、ベトナムおよびフィリピン向けの数次ビザ化並びにインドネシアの数次ビザに係る滞在期間の延長が2013年7月より実施された。また、中国については、2011年7月より沖縄を訪問する個人観光客、2012年7月より東北三県を訪問する個人観光客に対して、沖縄復興・震災復興の観点から数次ビザが発給されている。</p> <p>＜要望理由＞ 観光分野でも国際競争が激化する中、訪日外国人旅行者数を2030年に3,000万人超とするという「日本再興戦略」で掲げた目標を達成し、観光立国を実現するためには、治安や受入れ体制の強化等に配慮しつつも、近隣諸国を上回る思い切ったビザ要件の緩和が必要である。また、中国人個人観光客については、数次ビザの対象を東北3県から6県に、さらには全国に拡大することで、観光客の誘致がしやすくなる。</p> <p>＜要望が実現した場合の効果＞ より多くの観光客、特に消費意欲の高い中国人個人観光客に来日してもらえるよう、現在沖縄・東北3県に限られている数次ビザの対象地域を拡大することが、震災復興、さらには観光立国による経済成長の大きな足がかりとなる。また、観光による人的交流の拡大は、相手国・地域との友好関係の基盤の強化につながる。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	

# 規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容等	提案主体名 (会社名・団体名)	制度所官庁
5	10月3日	12月6日	クルーズ観光を取り巻く環境の整備(1)	クルーズ船観光客への入国審査手続き(CIQ)の迅速化 下船後の滞在時間を確保するため、国は昨年6月から入国審査の簡略化、並びに審査体制の強化を開始している。この取組について、今後とも継続して実施すること。	(一社)九州経済連合会	法務省
6	10月16日	12月6日	寄港地上陸許可手続の運用改善とトランジット・ビザ発給方法の見直し	<p>【要望の具体的内容】 観光立国の実現の観点から、わが国の主要国際空港等において、自動化ゲートの活用・混雑時の既存ブースのフル運用を含め入国審査体制の強化を図りつつ、わが国を経由して外国に向かう旅行者がわが国に上陸を希望する場合に寄港地上陸許可が迅速に下り、速やかに入国できるようにする。また、最先便以外の便での出国や2回目以降の寄港地上陸を認める等、運用の柔軟化を図る。</p> <p>加えて、わが国を経由して外国に向かう旅行者にわが国での最大14日間の滞在を認めるトランジット・ビザについて、わが国の主要国際空港でも発給する、大使館等に行かなくてもネットで申請・受給する等、発給方法を見直す。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 ＜規制の現状＞ 寄港地上陸制度は、わが国を経由して外国に向かう旅行者がわが国への上陸を希望する場合に入国審査官が入管法第14条に基づき72時間以内の上陸を許可する制度であり、法律上は査証の有無を問わない。現在は観光立国の観点から一度に数千人の外国人旅行者が上陸する大型クルーズ船の入国審査にも活用されている。この制度は海外にも周知されているが、既に寄港地上陸許可制度を利用したことがあることや出国予定便が最も早い便でないことなどを理由に不許可になる事例が散見される。 わが国を経由して外国に向かう旅行者向けには、わが国で最大14日間の滞在を認めるトランジット・ビザの制度もあるが、予め在外公館の窓口で申請・取得する必要があり、取得機会が限られている。 なお、韓国では無査証入国が可能でない国の国民でも、アメリカ、日本、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの5カ国中いずれか1カ国の査証と最終目的地までの航空券を所持する旅行者には30日以内の無査証入国を認めている。</p> <p>＜要望理由＞ 観光立国の観点から、わが国の主要国際空港等を経由して海外に向かうことを予定している外国人旅行者に対しても国内観光・ショッピングの機会を増やすべきである。</p> <p>＜要望が実現した場合の効果＞ 観光立国の実現に向け、外国人旅行者の数、国内消費額の拡大に資する。</p>	(一社)日本経済団体連合会	外務省 警察省 省庁

# 規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容等	提案主体名 (会社名・団体名)	制度所管官庁
7	10月16日	12月6日	クルーズ船入港時の入国審査手続の見直し	<p>【要望の具体的内容】            クルーズ船入港時の入国審査手続の迅速化・円滑化を図るため、入国審査体制の強化を図りつつ、大型クルーズ船については、入国審査官が事前に海外から乗船し、上陸する外国人乗客に対し航行中の船内で入国審査手続を完了する海外臨船審査を実施すべきである。            加えて、外国人乗客の利便性を向上し、入国審査官の負担を軽減するため、他国のクルーズ船への対応事例も参考に、対面式入国審査・写真撮影・指紋採取を省略する、パスポートに代えて運行会社が発行するクルーズカードでの上陸を認める等の新たな制度を検討・導入すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】            &lt;規制の現状&gt;            政府は2012年6月から乗客数2,000名超の大型クルーズ船に対しては、入国審査官が海外から乗船して航行中に船内でパスポートをチェックするとともに、外国人乗客に対して従来行っていた顔写真の撮影は省略する等の手続の簡素化を行っているが、入港後に指紋の採取と個人識別情報との照合を行う時間が取られるため、外国人乗客の国内への滞在時間が短くなっていた。</p> <p>&lt;要望理由&gt;            海外臨船審査の実施により、上陸を希望する外国人乗客に対する入国審査手続が航行中の船内で完了することになれば、クルーズ客は国内での滞在時間を長くすることができる。また、他国が行っているような対面式入国審査・写真撮影・指紋採取等の省略、クルーズカードによる上陸が可能になれば、乗客と入国審査官の負担が軽減され、乗客にとっての利便性が高まる。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt;            外国人乗客の負担軽減・利便性の向上は外国人のわが国に対する好印象を強め、訪日外国人観光客数の伸びに繋がる。また外国人乗客のわが国での滞在時間の増加は、上陸中に観光や買い物に向けた時間の増加につながり、国内消費の増大による経済の活性化に大きく貢献する。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	法務省

# 規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容等	提案主体名 (会社名・団体名)	制度所官庁
8	10月16日	12月6日	米国、欧州との乗員資格、飛行模擬装置、整備施設等に関する相互承認の推進	<p>【要望の具体的内容】            米国、欧州との乗員資格、飛行模擬装置、整備施設等に関する相互承認を推進すべきである。2009年4月に米国との間で航空安全協定(BASA)を締結し、航空機の耐空性分野における相互認証が可能となっており、この協定を乗員資格、飛行模擬装置、整備施設等にも拡大すべきである。また、同様に欧州についても、航空安全協定を早期に締結すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】            米国や欧州といった先進国で承認された乗員資格、飛行模擬装置、整備施設等について、国内においても別途承認を得る検査や手続きが必要となっており、航空会社は、これら検査、手続きの重複のために費用と時間を掛けなければならない。航空会社の国際競争力強化のために、他国で承認されたものを日本との間で相互に認証することで、手続きの迅速化、費用の削減をすべきである。</p> <p>本件については、「航空の安全分野における技術規制のあり方検討会」の報告書の中で、「あらゆる機会を利用して働きかけを行っている」、「協議を進める」とされているが、加速して作業を進めるべきである。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	国土交通省

# 規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省 庁への 検討要 請日	提案事項 名 (タイトル)	提案の具体的内容等	提案主 体名 (会社 名・団 体名)	制度 の所 官 庁
9	10月16日	12月6日	地方空港等における出入国手続きの利便性向上	<p><b>【要望の具体的内容】</b>            出入国手続き(CIQ)の合理化については、2011年「規制・制度改革に係る方針」において閣議決定され一定の取り組みが進んでいるところであるが、これらに加え、係員が常駐していない地方空港・港における業務の一元化もしくは省庁間連携等により、CIQの利便性を向上させるべきである。</p> <p><b>【規制の現状と要望理由等】</b>            出入国手続き(CIQ)については、税関(Customs)は財務省、出入国管理(Immigration)は法務省、検疫(Quarantine)は厚生労働省・農林水産省が管轄している。国際線の定期便がない、あるいは少ない地方空港・港にはこれらの係員が常駐しておらず、便到着にあわせてそれぞれの係員を派遣している。しかし、派遣可能な人員、時間等には限りがあるため、国際線発着時刻が左右されたり、CIQ手続きに長時間を要するケースも散見される。</p> <p>CIQ業務の一元化、もしくは省庁間連携等により、より迅速かつ柔軟にCIQを行う体制を整備することができる。その結果、より多くの国際線を地方空港・港で受け入れることが可能となり、観光立国実現に資することとなる。</p> <p>観光を成長エンジンとして戦略的に観光立国を実現するためには、CIQの効率化が不可欠である。本年6月に観光立国推進閣僚会議がとりまとめた「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」においてもCIQの改善が言及されたことを踏まえ、CIQ業務の簡素化・効率化に向けた議論や検討を進めるべきである。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	法務省、 厚生労働省、 農林水産省

# 規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容等	提案主体名 (会社名・団体名)	制度所管官庁
10	10月16日	12月6日	再輸出免税適用時の輸入申告における審査の簡素化	<p>【要望の具体的内容】 再輸出免税制度の使用を前提として輸入申告した場合、現在はずべて「区分2(書類審査扱い)」の審査結果を受けている。このため、AEO認定事業者(特例輸入者)に対しては審査の簡素化、もしくは「区分1(簡易審査扱い)」とすべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)で輸入申告し、審査結果が「区分2(書類審査扱い)」となった場合、申告税関に通関書類を提出し審査を受ける必要がある。その際、輸入申告許可に時間を要し、速やかな輸入貨物の引き取りが行えない場合がある。輸入貨物が生産用部品の場合、生産拠点への納期遅延が生産遅延を引き起こし、ひいては完成品の販売機会損失を招く可能性が生じる。また「区分2」への通関業者の対応が、委託業務工数の増加を招き、通関代行手数料の増加(輸入諸掛)を引き起こす可能性がある。</p> <p>こうしたリスクを軽減し、AEO認定事業者(特例輸入者)のメリットを増すためにも、再輸出免税適用時の輸入申告における審査の簡素化を図るべきである。</p> <p>なお、規制改革ホットラインでは、「税関における取締りの実効性を確保するため、その基準等を公表することは適当でない」との回答が示されたが、要望の趣旨はAEO認定事業者に限定した再輸出免税適用時の輸入申告における審査の簡素化である。</p>	(一社)日本経済団体連合会	財務省

# 規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容等	提案主体名 (会社名・団体名)	制度所管官庁
11	10月16日	12月6日	関税・輸入消費税の包括延納における担保額の固定化	<p>【要望の具体的内容】 包括延納における担保額について、過去の実績に基づいた定額とするなど柔軟な制度を設けるべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 包括延納を行う輸入者は、想定される関税・輸入消費税額を試算し担保を購入した上で税関に差し入れている。 この担保金額については、ある程度余裕をみた金額を設定しつつ、そのバランス管理を行っている。ただし、種々の理由で担保額が不足となる事態には、輸入が滞ったり、また場合によっては本船が滞船することで、納期に間に合わない事態が生じている。 諸外国の制度を参考に、過去の実績に基づいた定額(例えば前年実績の3ヵ月分の10%)とするなど、柔軟な制度を設けるべきである。年度途中で金額が不足しても輸入が滞ることがなくなり、円滑な物流が確保されるほか、担保額の管理に係る事務手続きの簡素化が期待される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	財務省
12	10月16日	12月6日	国際クーリエに関する輸入申告制度の見直し	<p>【要望の具体的内容】 国際クーリエの輸入申告に関して、海外の輸出者の運送依頼書をもって国際クーリエ業者を税関事務管理人として届け出たこととするとともに、税関事務管理人が代理として申告できるよう見直すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 国際クーリエの輸入について、荷受人がその内容を知らされないまま荷受人の名前で申告が行われる可能性があり、不正確な品名や価格に基づく申告などコンプライアンス上の問題が生じている。また、税関の事後調査においても国際クーリエの輸入についての問題を指摘されることがある。 関税法第95条は本邦に住所及び居所を有しない場合、税関事務管理人を申告者が届ければ本邦に住所及び居所を有しないもの(以下、海外の輸出者)が輸入申告ができるとしているが、その手続きを海外の輸出者自らが行うことは困難であろうと考える。 国際クーリエの場合は海外の輸出者の運送依頼書をもって国際クーリエ業者を税関事務管理人として届け出たこととするとともに、税関事務管理人が代理として申告できるよう見直すべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	財務省

# 規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容等	提案主体名 (会社名・団体名)	制度所管官庁
13	10月16日	12月6日	輸出申告価格の事後訂正に関する税関ごとの対応の統一化	<p>【要望の具体的内容】 輸出申告価格の事後訂正に関して、税関ごとに対応が異なっているため、対応の統一化を図るべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 基本通達67-1-14において輸出申告価格の事後訂正は税関様式C-5200で簡便に行うことができるように定めてあるにもかかわらず、各税関においては従来通り「御願書」の提出を要求する、あるいは事後訂正自体を受理しないという対応がなされる場合がある。 税関に基本通達の取扱いが浸透していないために折衝等に多大な時間を要しており、早急に対応の統一化を図るべきである。 なお、基本通達67-1-14(4)では、67-1-4(1)の二に従って申告した価格と決済価格に差がある場合、その差が一定価格未満の場合には事後訂正を省略できるとの定めがあるが、そもそも申告時の価格が最終のものであるとの関税法の主旨に鑑み、誤りでない場合の事後訂正を不要とするべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	財務省

# 規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容等	提案主体名 (会社名・団体名)	制度所管官庁
14	10月16日	12月6日	指定添加物および残留農薬基準に関する国際的整合化のさらなる推進	<p>【要望の具体的内容】 指定添加物および残留農薬基準の国際的整合化をさらに推進すべきである。また、指定・基準値設定要請後の審議期間を設定し、指定・基準値設定手続きの一層の迅速化を図るべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 わが国で食品添加物として使用が認められている物質以外を添加物として使用した原料・食品の輸入、販売、製造、加工、使用等は認められていない。また、農薬等が基準値を超えて残留する食品の販売、輸入等は禁止されている。また、当該添加物や農薬等を取り扱う事業者が添加物の指定や基準値の設定を要請するには、安全性や有効性に関する試験データの提出が求められている。</p> <p>しかし、指定要請の際に要求される試験データの取得には膨大な時間、労力、資金を要するため、申請する事業者側の負担が大きい。また、要請から指定までの関係機関による審議期間が設定されていないため、予見可能性が著しく低い。こうした理由から、指定要請を断念するケースも少なくない。</p> <p>「規制・制度改革に係る方針」(2011年4月8日閣議決定)(抜粋)では、「食品安全委員会は(1)国際的に安全性評価が終了し、一定の範囲で安全性が確認されているもの、(2)欧米で広く使用が認められており国際的必要性が高いもの、との要件を満たす食品添加物の食品健康影響評価を行うに際しては、(中略)『JECFAの安全性評価が終了し、欧米諸国で長期間使用が認められているいわゆる国際汎用添加物(国際汎用香料を除く。)]については、最新の科学的知見も調査した上で、原則としてJECFA及び欧米諸国で行われた評価書に基づく評価(評価書評価)を行う』という『添加物に関する食品健康影響評価指針(平成22年5月食品安全委員会策定)』に記載する考え方を徹底する」とされており、この方針に基づき、対象となる添加物の指定手続きが進められている。現在、国際汎用添加物は45品目に限定されているが、これ以外の品目についても上記の(1)、(2)の要件を満たすものを中心に、指定添加物の国際的整合化のさらなる推進が期待される。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	厚生労働省 内閣府

# 規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容等	提案主体名 (会社名・団体名)	制度所管官庁
15	10月16日	12月6日	EU向け水産食品の輸出に係る加工施設の認定審査の迅速化と認定要件の緩和	<p><b>【要望の具体的内容】</b> EU向け水産食品の輸出に係る加工施設の認定審査の迅速化と認定要件の緩和</p> <p><b>【規制の現状と要望理由等】</b> EU域内に輸入される水産物については、輸出国の管轄当局が発行した衛星証明書が求められ、水産加工施設については、EUに水産食品を輸出することが可能な施設として認定を受ける必要がある。同認定は、施設の区分に応じて「対EU輸出水産食品の取扱要領」別添1の基準(施設の構造設備および衛生管理等に関する基準)を満たすことが求められており、都道府県知事等への申請後、指名食品衛生監視員による書類審査および施設の現地調査、地方厚生局との協議(地方厚生局は書類審査の上、指名食品衛生監視員と共に現地調査を実施)を経て、地方厚生局長の了解を得たうえで、認定することとされている。</p> <p>しかし、認定申請後、認定を受けるまでの標準処理期間が特段設定されていないため、認定までの期間や認定の可否について予見可能性が低い。また、当局から示されたとおりに施設内の改善を行った場合でも認定されなかった事例があるとも指摘されている。このため、認定に係る標準処理期間を設定するとともに、都道府県等と地方厚生局の同時並行審査や情報提供の充実等、申請者の利便性向上に努めるべきである。</p> <p>また、日本再興戦略(2013年6月14日閣議決定)においても、「2020年に農林水産物・食品の輸出額を1兆円(現状約4,500億円)とする」とされており、輸出促進の観点から、認定取得要件や運用状況についても諸外国とを比較しつつ、必要な見直しを行うべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省 農林水産省

# 規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容等	提案主体名 (会社名・団体名)	制度所管官庁
16	10月16日	12月6日	海外からの廃棄物輸入手続きの迅速化	<p>【要望の具体的内容】 海外から廃棄物を輸入する際の手続きを迅速化すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 海外から廃棄物処理法上の廃棄物を輸入する者は、環境大臣の許可を受けなければならない。しかし、環境省の審査期間は、2～4か月と長期間に及ぶだけでなく、同一内容の廃棄物の輸入を年2回以上行う際(有効期限(最長1年)が切れた一括許可の再申請を含む)にも同様の期間を要する。そこで、例えば有効期限が切れた一括許可の再申請の際は、有効期限内に問題等が生じなかった場合に手続きを合理化する等により、環境省の審査期間を短縮し、廃棄物輸入手続きを迅速化すべきである。これにより、海外からの廃棄物輸入が促進され、①国内の廃棄物処理産業の強化、②海外(特に途上国)における廃棄物による環境汚染防止が期待できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	環境省

# 規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容等	提案主体名 (会社名・団体名)	制度所管官庁
17	10月16日	12月6日	石炭灰の輸出に関する審査基準の緩和	<p><b>【要望の具体的内容】</b>            石炭灰の輸出について、輸出先で再生利用されることが確実な場合には、相手国における環境法令の遵守を確認することをもって日本国内の審査基準を緩和すべきである。</p> <p><b>【規制の現状と要望理由等】</b>            廃棄物処理法では、産業廃棄物を輸出する場合、我が国の処理基準を下回らない方法で、輸出先において処理されることが求められる。このため、海外で循環資源として利用するニーズがあっても、再生利用を行う輸出先企業の理解が得られず、成案に至らないケースがある。</p> <p>経済のグローバル化に伴い、産業廃棄物を含め、循環資源をボーダーレスに再利用していく動きは今後一層拡大していくものとみられる。こうしたなか、石炭灰など、他国において安定的な需要のある循環資源について、輸出先で環境汚染の生じないことを担保しつつ、ボーダーレスな有効利用を進めて行くことは、国際的な資源節約や3Rの推進に繋がる。</p> <p>なお、「第三次循環型社会形成推進基本計画」(2013年5月閣議決定)において、石炭灰は「他国における安定的な需要のある循環資源」と位置づけられ、「輸出先での再生利用等において環境汚染が生じないことが担保できる場合については、物品に応じた必要な輸出後の処理手続の確認を行いつつ、手続の迅速化を講じること等により、輸出の円滑化を図る」とされたところである。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	環境省

# 規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容等	提案主体名 (会社名・団体名)	制度所管官庁
18	10月16日	12月6日	キーレスエントリー、タイヤ空気圧モニタリングシステム(TPMS)の電波周波数の国際調和	<p>【要望の具体的内容】 日欧両方の周波数を米の方式(315Hz及び433 Hz)に調和する。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>&lt;規制の現状&gt; TPMSやキーレスエントリーのような小物の電波の周波数については、日本では315Hz、欧州では433Hzと要件化されている。</p> <p>&lt;要望理由&gt; TPMSやキーレスエントリーを欧州から日本に出荷する場合、周波数を433Hzから315Hzに変更しなければならない。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt; ユーザは多様なTPMSとキーレスエントリーを利用できるようになる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省

# 規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省 庁への 検討要 請日	提案事項 名 (タイトル)	提案の具体的内容等	提案主 体名 (会社 名・団 体名)	制度所 官庁
19	10月16日	12月6日	18GHz帯送信 空中線の口径 の規制見直し	<p><b>【要望の具体的内容】</b> 18GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局等の無線設備の技術的条件における、送信空中線の開口径の規制「送信空中線の開口径は、1.2m以下であること」を撤廃すべきである。</p> <p><b>【規制の現状と要望理由等】</b>  <b>&lt;規制の現状&gt;</b>                      18GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局等の無線設備においては、当該規制によって送信空中線の開口径は1.2m以下に規制されている。  <b>&lt;要望理由&gt;</b>                      しかしながら、海外における18GHz帯の1.2mクラスの空中線の実際の開口径は、1.2mを超えるものが多く見受けられる(たとえば約1.3mなど)。これらの空中線は本規制のため、日本国内においては使用することができない。一方、国内規制を遵守した国産の空中線は、海外市場において、海外製の空中線に比較して利得が低く抑えられ不利な競争を強いられる。  <b>&lt;要望が実現した場合の効果&gt;</b>                      本要望が実現すると、海外製の空中線の調達を容易にする。また、新たな規格で国内で空中線が生産された場合、海外空中線と対等な競争環境が整うことになり、国産空中線の海外進出を促進することも期待できる。</p>	(一社) 日本経 済団体 連合会	総務省

# 規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容等	提案主体名 (会社名・団体名)	制度所管官庁
20	10月16日	12月6日	安全保障貿易管理に係る法体系の整理・簡素化	<p>【要望の具体的内容】 安全保障貿易管理の法体系を外為法のその他の法体系と区分の上、整理・簡素化し、理解しやすいものとすべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>&lt;規制の現状&gt; 安全保障貿易管理は、対内直接投資等とともに外為法において規定され、関連する多くの政省令、通達によって履行されている。</p> <p>&lt;要望理由&gt; 現行の法体系は、①重畳的で例外規定の多い複雑な体系を辿らないと規制対象の特定が困難である、②法令がつぎはぎ的に追加・改正されて理解が容易でない、③運用・解釈の一貫性が必ずしも確保されていないなどの問題がある。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt; 理解しやすい法体系とすることによって、限られた資源で実効ある管理が可能となる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省

# 規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容等	提案主体名 (会社名・団体名)	制度所管官庁
21	10月16日	12月6日	市販を前提とする暗号装置等の輸出等に係る許可不要化	<p>【要望の具体的内容】 市販開始前の暗号装置・プログラムについても、市販を前提とする場合は、市販暗号装置・プログラムと同様、リスト規制非該当とし、輸出等に係る許可を不要とすべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 ＜規制の現状＞ 市販暗号装置・プログラムは、輸出等にあたって許可不要とされているが、市販前の暗号装置・プログラムは、市販を前提とする場合であって、市販時の仕様・性能が変わらないとしても、許可が必要とされている。</p> <p>＜要望理由＞ 近年、情報通信機器や家電品など多くの製品に暗号機能が組み込まれている。それら製品については、開発の最終段階において、海外規格への適合性評価、海外での接続テストなどのために輸出等が必要となるが、市販前であるために、その都度、許可が必要であり、かなりの手間を要する。暗号装置・プログラムを市販するか否かは、技術的仕様とともに、開発段階で既に決定しており、市販を前提としていることが確認できるものについては、許可を不要としても、国際的な平和と安全の維持を妨げることはないと考えられる。</p> <p>＜要望が実現した場合の効果＞ 海外規格への適合性評価、海外での接続テストなどのために許可申請を行う件数は、暗号製品・プログラムを取り扱う各企業あたり、年間数十件から100件程度になるものと推定される。許可が不要となれば、当該企業の負担は大幅に軽減される。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	経済産業省

# 規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容等	提案主体名 (会社名・団体名)	制度所管官庁
22	10月16日	12月6日	緊急時における海外子会社への輸出等に係る許可申請手続の簡素化	<p>【要望の具体的内容】 海外子会社において事故が発生した場合など緊急時の輸出等について、輸出者自身が包括許可を既に受けているなど自主管理が可能と看做される場合には、個別許可・包括許可のいずれにおいても申請提出書類の簡略化など簡易な手続を認めるべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>&lt;規制の現状&gt; 輸出しようとする貨物、提供しようとする技術が軍事転用の可能性が高い機微な貨物等に該当する場合、事前に許可を受ける必要がある。輸出者自身が自主管理の下で個々の契約や輸出等に関して安全保障面からのチェックが可能と看做される場合には、一定の範囲について包括的に許可を受けることができる。</p> <p>&lt;要望理由&gt; 海外子会社においてプラントの老朽化等に伴い事故などが発生した場合、補修品や代替品等の輸出や技術の提供が緊急に必要となる場合がある。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt; 簡易な手続で許可を受けることができれば、緊急時に迅速な対応が可能となる。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	経済産業省

# 規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容等	提案主体名 (会社名・団体名)	制度所管官庁
23	10月16日	12月6日	特定原産地証明書発給における自己証明制度の導入	<p>【要望の具体的内容】            特定原産地証明書発給の手續に関し、優良な製造業者に限り、自社の証明書を提出することで申請が終了するような簡素化をすべきである。現在、自己証明制度はスイス、ペルー、メキシコとの間のEPAにおいて認められているにすぎない。既存の全てEPA、日中韓FTA、RCEP等今後締結が想定されるEPA/FTAにおいて、自己証明制度を導入すべく、交渉/再協議を行うことを求める。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】            特定原産地証明書発給の申請をする場合、対象貨物を構成する細かい部品についてまで詳細な書類の提出が必要となっている。したがって、社内や調達先での事務作業が膨大なものとなっており、適用を断念せざるを得ないケースもある。そこで、優良な製造業者に対しては自社の証明書の提出によって申請が完了すべきである。            簡易化することにより、各国との間に締結したEPAの活用拡大が望める。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	経済産業省

# 規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容等	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
24	10月16日	12月6日	高度外国人材ポイント制による出入国管理上の優遇措置における永住許可に要する在留歴の短縮の早期実現	<p><b>【要望の具体的内容】</b>            高度外国人材ポイント制による出入国管理上の優遇措置において、永住許可に必要な在留歴の緩和(現行の5年から3年に短縮)について、必要な法制度上の措置を講じ早期に実現すべきである。</p> <p><b>【規制の現状と要望理由等】</b>            現在、就労を目的とする在留資格を有する者が永住許可を受けるためには、原則として引き続き10年以上わが国に在留していることが必要とされているが、高度外国人材ポイント制による出入国管理上の優遇制度の下では、高度人材としての活動を引き続き概ね5年行っている場合には永住許可の対象とされている。</p> <p>2013年5月にとりまとめられた「高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度の見直しに関する検討結果(報告)」では、「『在留歴に係る永住許可要件の緩和』については、わが国として高度外国人材を受け入れ、その定着を図るという意思を強く表明する見直しを行うべきである」との見解が示されている。また、「日本再興戦略」(2013年6月14日閣議決定)においても、高度外国人材ポイント制度の見直しの一環として、「永住が許可されるための在留歴の短縮(現行の5年を3年とする等)といった高度人材に対する優遇制度の見直しを行い、本年中に新たな制度を開始する」との方針が打ち出されており、その実施に向けた準備が進められつつあるが、永住許可の見直しについては、就労制限のない新たな在留資格の創設が前提(入管法改正が必要)とされている。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省 経済産業省

# 規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容等	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の管官庁
25	10月16日	12月6日	「総合職」に適した在留資格の創設	<p>【要望の具体的内容】 「企業における専門的・技術的分野の外国人社員の活動を幅広く認めるための在留資格上の措置」として、所謂「総合職」に適した在留資格を創設すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 留学生がわが国で就労するためには在留資格を変更しなければならない。この場合、多くは、「留学」から「人文知識・国際業務」もしくは「技術」への変更申請を行っており、原則としてそれらの在留資格の上陸許可基準に適合していることなどが求められている。</p> <p>2010年3月に策定された「第4次出入国管理基本計画(以下、基本計画)」では、(大学等で身に付けた専門知識や日本語能力をいかして)わが国での就職を希望する留学生についても、「わが国の経済活動を担う人材としての意義も有するものであり、その在留資格の変更手続きの一層の円滑化を図っていくなど、留学生等の適正・円滑な受け入れを推進していく」との方針が示されている。このため、在留資格変更の審査においては、大学等の専攻分野と企業の活動内容の関連性につき柔軟に取り扱う措置が講じられている。しかし、関連性についての説明が必ずしも明確に行えないケースもあるため、企業は採用対象となる留学生の範囲を限定したり、その後の人事異動に躊躇してしまう場合が存在するのが実態である。</p> <p>基本計画では「企業における人材活用の在り方が多様化する中、企業における専門的・技術的分野の外国人社員の活動を幅広く認めるため、外国人社員の就労実態を十分に把握した上で、在留資格『人文知識・国際業務』、『技術』等の見直し等在留資格上の措置を検討する」とされており、この在留資格上の措置として、所謂「総合職」に適した在留資格を創設することにより、わが国企業は、留学生であるか否か、さらには国籍を問わず、優秀な産業人材を育成・確保することが可能となる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省 経済産業省

# 規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容等	提案主体名 (会社名・団体名)	制度所官庁
26	10月16日	12月6日	外国人技能者に対する実務研修のあり方の見直し	<p>【要望の具体的内容】 海外の生産拠点等より受け入れた現地法人社員(技能者)のより効果的・効率的な技能の修得と社員の定着を促進すべく、現行の実務研修に係る制度を見直すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 わが国企業が実務研修を目的に現地法人(工場)の社員を在留資格「技能実習」で国内工場に受け入れる場合、現地法人社員は雇用契約に基づいて技能等修得活動や修得した技能等を要する業務に従事する活動を行うこととされている。そのため、現地法人社員受入にあたり雇用と離職に係る各種社会保険関係はじめ社内外の手続きに膨大な手間と費用が生じており、受入側の負担が大きい。また、最低賃金法が適用されるため、現地法人所在国(送出国)の賃金水準によっては、わが国で本人に支払われる賃金との間に大幅な乖離が生じ、研修終了後は実質的な賃下げとなることから、現地法人社員のモチベーションの低下やよりよい待遇の業種への転職を誘発し、継続雇用が困難となるケースも少なくない。</p> <p>一方、2009年の入管法の改正により、在留資格「研修」のうち実務研修を含む研修は、公的研修として認められるものに限定されたため、民間企業は活用できず、「企業内転勤」では、わが国で行うことのできる活動内容は、「技術」「人文知識・国際業務」に相当する活動とされている。</p> <p>また、講習の期間・内容(技能実習1号の活動期間全体の1/6以上の期間を充てることを義務付け)や技能実習期間(1号・2号期間を合わせて最長3年)についても、研修を効率的かつ柔軟に実施することともに、より高度な技能を修得するには制限が多い。</p> <p>現地法人社員を対象としたわが国での研修は、現地法人の技術水準の一層の向上を図る取り組みの一環であり、わが国で開発され培われた技能・技術・知識の開発途上国等への移転等といった研修・技能実習制度本来の目的に合致するものである。わが国企業の海外生産拠点の新設・拡充が増加傾向にある中、現地社員を受け入れ、わが国の生産拠点での実務研修により海外の生産拠点で必要な技能を修得させる重要性はますます高まっている。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省

# 規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容等	提案主体名 (会社名・団体名)	制度所管官庁
27	10月16日	12月6日	カテゴリー1の就労系在留資格者と同居する「家族滞在」者の在留資格認定証明書交付申請手続きの迅速化	<p>【要望の具体的内容】                      在留資格認定証明書交付申請手続きにおいて、いわゆるカテゴリー1に該当する機関に雇用され活動に従事する外国人の家族について、当該外国人の在留資格認定に係る申請と異なる時期に在留資格「家族滞在」の認定をカテゴリー1に該当する機関がその旨を明らかにして申請する場合について、同時申請時と同様に、申請受理日から2週間以内に処理すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】                      本邦の公私の機関に雇用されて活動に従事することを内容とする申請案件のうち、過去3年間にわたり不交付・不許可となったことがない機関又は東京証券取引所上場企業若しくはこれと同程度の規模を有する機関、いわゆるカテゴリー1に該当する機関との契約に基づいて活動を行うことを目的とする案件については、簡易に交付できる案件に振り分け、申請受理日から2週間以内に処理することとされている。この趣旨を踏まえ、カテゴリー1に該当する申請案件であれば、当該外国人の申請と同時に、その家族について在留資格「家族滞在」の認定を申請する場合は、通例約2週間で処理されている。</p> <p>他方で、子が通う学校のカリキュラム等を考慮し(子が通う学校等の事情により)、やむなく後日家族を呼び寄せることになり、申請時期が異なる事例も少なくない。しかし、この場合は申請内容が同時申請のものと全く同一であっても、平均2カ月程度の処理期間を要しており、来日の具体的な日程調整に支障をきたしている。同居家族が円滑に来日できるようになれば、有能な外国人材のわが国での能力発揮に資するものと考えられる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省

# 規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省 庁への 検討要 請日	提案事項 名 (タイトル)	提案の具体的内容等	提案主 体名 (会社 名・団 体名)	制度所 官庁
28	10月16日	12月6日	短期在留外国人の年金脱退一時金制度の見直し	<p><b>【要望の具体的内容】</b> 外国人の年金脱退一時金の上限を伸長し、高度外国人材のわが国への定着をはじめ、外国人の在留の長期化に資する制度設計に見直すべきである。</p> <p><b>【規制の現状と要望理由等】</b> 現行の年金脱退一時金制度では、外国人が帰国する場合に返還される一時金の額が被保険者期間が36カ月以上で固定され、36カ月を超えて納付した保険料が掛捨てとなることから、日本に永住する意思のない高度な外国人材が離日を考える一つの契機、さらにはそもそも日本での就労を敬遠する要因のひとつになっている。</p> <p>脱退一時金の対象期間の上限(現行は36カ月)は、わが国に在留する外国人全体の滞在期間の実態等を考慮して定められているとされている。しかし、2012年7月より一度に付与される在留期間が最長5年に延長されるとともに、政府は高度外国人材の受け入れを推進しており、「日本再興戦略」(2013年6月14日閣議決定)でも、高度外国人材の日本での活躍を促進するための総合的な環境整備推進の一環として、高度外国人材ポイント制度の見直し(永住が許可されるための在留歴の短縮等)に着手している。</p> <p>保険料の掛け捨て問題は、本来的には社会保障協定の締結による問題解決が求められているが、相手国の事情や交渉期間等を考慮すると、短期間での状況改善が困難な場合もある。したがって、保険料掛け捨て問題の解決が図られるまでの特例措置である本制度についても、わが国への高度外国人材の定着促進に向けた見直しを図るべきである。</p>	(一社) 日本経済団体 連合会	厚生労働省

# 規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容等	提案主体名 (会社名・団体名)	制度所管官庁
29	10月16日	12月6日	外国人医師に係る規制の緩和	<p>【要望の具体的内容】 外国人医師の診療対象範囲について、「当該国医師等の診療対象は、当該国の国民及びこれに準ずる者に限ること」とされているが、これを「外国人医師等の診療対象は、在留外国人にかぎること」とすべきである。 併せて、医師免許二国間協定制度についても、診療対象範囲を在留外国人全体に広げるとともに、許可人数の増員や対象国の拡大を図るべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 ＜規制の現状＞ 現在、日本の医師免許を持っていない外国人医師は、日本で診察することができない。また、都道府県の要請によって、特例的な医師国家試験等を日本語または英語により実施することができるが、その要件として「当該国医師等の診療対象は、当該国の国民及びこれに準ずる者に限ること」とされている。また、医師免許二国間協定制度においても、診療対象が同じように同国籍の国民に限定されている。さらに、同制度は、協定を結んでいる国が少なく(イギリス、フランス、シンガポール、アメリカ)、それぞれの国の許可人数も非常に少ない。</p> <p>＜要望理由＞ 優れた外国企業や外国人を日本に呼び込むためには、在留外国人の医療アクセスを改善する必要があるが、現行制度下では外国人医師の診療対象の国籍要件が厳しく、柔軟な医療提供が困難である。</p> <p>＜要望が実現した場合の効果＞ 外国の駐在員やその家族が安心して受けられる医療サービスを拡充することで、外国人が安心して快適に働き、生活できる環境が整備されるほか、医療ツーリズムの一層の推進にもつながる。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	厚生労働省

# 規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容等	提案主体名 (会社名・団体名)	制度所管官庁
30	10月16日	12月6日	医療機器に関するQMSの国際標準との整合化促進	<p>【要望の具体的内容】 QMS省令とISO13485との整合性の確保を促進するとともに、効率的かつ効果的な審査体制を構築すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 わが国のQMS省令はISO13485を踏まえ作成されているものの、両者においては差分が存在することから、国内外の企業にとって負担となり、革新的な医療機器の導入の妨げとなっている。また、PMD A、都道府県、登録認証機関の複数の調査機関への対応が求められたり、仕様の変更ごとに再度の変更審査が必要になるなど、非効率な運用が行われている。</p> <p>ISO13485はグローバルスタンダードとなっており、QMS省令をISO13485と早期に整合化するとともにISO17021に基づく監査を徹底し、例えばEUの第三者認証機関によりISO13485に基づく継続監査が行われている製造業者に対して日本の調査機関による再調査を不要としたり、上乘せ要求が必要となる場合は明確な差分調査を徹底するなど、重複を排除した運用を行うべきである。あわせて、2011年4月の閣議決定に基づき、複数の調査機関の調査結果の相互利用を一層促進するとともに、製品自体の変更や製造所の変更などを伴わない一部変更承認申請の運用の改善を図るべきである。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	厚生労働省

# 規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容等	提案主体名 (会社名・団体名)	制度所管官庁
31	10月16日	12月6日	情報通信機器の技術基準の国際標準との整合化加速	<p>【要望の具体的内容】            情報技術機器のACアダプタに関するJ60950-1(H22)のように、国際標準であるIEC規格との整合があっても、版数の整合性が取れていない規格について、当該J規格を最新のIEC規格に早急に整合させる、もしくは最新のIEC規格を整合規格として認めるべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】            電気用品安全法の技術基準(J規格)は、国際標準であるIEC規格との整合が取れていても、その版数までは整合が取れていない場合がある。例えば、情報技術機器のACアダプタに関するJ60950-1(H22)は国際標準IEC 60950-1(2001)対応である。グローバル展開を視野に入れている製品においては、最新の国際標準と一昔前の国際標準の双方を考慮に入れた設計をせざるを得ず、メーカー側の負担となっている。また、最新国際標準に適合する製品を設計した場合であっても、国内市場に提供することが出来ない場合がある。最新の国際標準と電安法の技術基準(J規格)との同調率が上がることで、メーカー側の設計負担が軽減され、かつ、最新の国際標準に適合した製品が日本国内でも流通することとなる。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	経済産業省